

## 道央廃棄物処理組合焼却施設供用開始に伴うごみ分別区分等の変更について

道央廃棄物処理組合は、千歳市根志越において「道央廃棄物処理組合焼却施設」を令和6年4月の供用開始に向け、整備しています。

## 1 変更点 1

これまで「千歳市環境センター」で受け入れていた廃棄物のうち、「燃やせるごみ」については、令和6年4月以降、根志越の「道央廃棄物処理組合焼却施設」へ変更となります。

上記以外については、これまで同様、美々の「千歳市環境センター」での受け入れとなります。



道央廃棄物処理組合焼却施設

道央廃棄物処理組合焼却施設は、住所が「千歳市根志越 2533 番地 1」となり、道道馬追原野北信濃線（東 6 線）を長沼方面に進み、長都大橋を渡った先にあります。



## 2 変更点2

令和6年4月からのごみの分別区分が次のとおり一部変更となります。

現在、家庭ごみについては、紙類や生ごみ、草木類、布類等を「燃やせるごみ」とし、容器包装以外のプラスチック類、刃物・ガラス・陶器類、おもちゃ類、皮革・ゴム製品、金属を「燃やせないごみ」とし、それぞれ環境センターの焼却処理場と破砕処理場で処理後、発生した残渣を埋立処分しています。

道央廃棄物処理組合焼却施設は、環境センターの焼却処理場より焼却炉の性能が向上するため、現在、「燃やせないごみ」に区分している「容器包装以外のプラスチック類」、「皮革・ゴム製品」、「乾燥剤・カイロ・脱臭剤等」、「アルミ箔・使い捨てアルミ容器等」について、組合の焼却処理施設では焼却可能となります。

このことから、令和6年4月以降は、プラスチック類や皮革・ゴム製品などを「燃やせるごみ」に区分を変更します。

### 【令和6年3月まで】



### 【令和6年4月から】



プラスチック製容器包装・大型ごみ・4種資源物・有害ごみの区分は変わりません  
ごみ処理手数料（ごみ袋代）は変わりません

## 3 変更の周知

市民や事業者に対する周知については、市民説明会の開催のほか、チラシや市ホームページ等により、広く周知を図る予定です。